

令和 8 年第 1 5 回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 3 月 6 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 承認第 1 号
令和 7 年度住田町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 7 号
令和 7 年度住田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 3 議案第 8 号
令和 7 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 9 号
令和 7 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 議案第 1 0 号
令和 7 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 1 1 号
住田町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 2 号
住田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 1 3 号
住田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 4 号
住田町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 5 号
住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 1 6 号
一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 1 7 号
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 1 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 1 9 号

住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第 1 5 議案第 2 0 号

住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 1 6 議案第 2 9 号

住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

日程第 1 7 議案第 1 号

令和 8 年度住田町一般会計予算

日程第 1 8 議案第 2 号

令和 8 年度住田町国民健康保険特別会計予算

日程第 1 9 議案第 3 号

令和 8 年度住田町介護保険特別会計予算

日程第 2 0 議案第 4 号

令和 8 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 1 議案第 5 号

令和 8 年度住田町簡易水道事業会計予算

日程第 2 2 議案第 6 号

令和 8 年度住田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（ 1 2 名）

1 番 金 野 千 津 君

2 番 荻 原 勝 君

3 番 佐々木 初 雄 君

4 番 佐々木 信 一 君

5 番 瀧 本 正 徳 君

6 番 村 上 薫 君

7 番 阿 部 祐 一 君

8 番 林 崎 幸 正 君

9 番 菊 池 孝 君

1 0 番 高 橋 靖 君

11番 水野正勝君

12番 佐々木春一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神田謙一君 教 育 長 松高正俊君

副 町 長 小 向 正 悟 君 総 務 課 長
兼選挙管理 横 澤 広 幸 君
委員会書記長

住民税務課長兼 鈴木絹子君 企画財政課長
会計管理者 補 佐 水 野 英 気 君

保健福祉課長 千葉英彦君 建 設 課 長 佐々木 淳 一 君
兼地域包括支
援センター長

農政商工課長兼 菊 田 賢 一 君 林 政 課 長 佐々木 暁 文 君
農業委員会
事務局 長

教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 係 長 荻 野 映 理

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は 12 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎日程第 1 承認第 1 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 1、承認第 1 号 令和 7 年度住田町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 承認第 1 号 令和 7 年度住田町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 789 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 55 億 9,601 万 1,000 円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第 1 表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。なお、詳細は 5 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 2. 歳入を御覧ください。

15 款県支出金 789 万 8,000 円の増は、衆議院議員総選挙執行委託金の計上による

ものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出を御覧ください。

2款総務費789万8,000円の増は、職員人件費の計上が主なものであります。

以上、令和7年度住田町一般会計補正予算（第7号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和8年1月19日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第2 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第7号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第8

号)を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐(水野英気君) 議案第7号 令和7年度住田町一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億7,200万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億2,400万6,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

9款地方特例交付金1万8,000円の増は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金159万6,000円の計上が主なものであります。

12款分担金及び負担金157万3,000円の減は、地域情報通信基盤施設撤去負担金195万1,000円の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料48万6,000円の増は、道路占用料86万2,000円の増が主なものであります。

14款国庫支出金1,037万4,000円の減は、道路メンテナンス事業補助金1,464万4,000円の減が主なものであります。

15款県支出金2,102万3,000円の減は、森林環境保全直接支援事業補助金1,385万5,000円の減が主なものであります。

16款財産収入805万8,000円の増は、町貸付分集金610万6,000円の増が主なものであります。

17款寄附金2,550万円の減は、指定寄附金の減によるものであります。

18款繰入金2億1,778万4,000円の減は、減債基金繰入金1億1,818万9,000円の減が主なものであります。

20款諸収入978万7,000円の増は、デジタル基盤改革支援補助金1,774万7,000円の増が主なものであります。

21款町債1,410万円の減は、防災行政無線親局機器再送信局機器更新480万円の

減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。なお、詳細は21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出を御覧ください。

1款議会費55万5,000円の減は、費用弁償28万8,000円の減が主なものであります。

2款総務費6,041万7,000円の減は、会計年度任用職員報酬1,381万3,000円の減が主なものであります。

3款民生費2,364万9,000円の減は、定額減税補足給付金不足額給付370万5,000円の減が主なものであります。

4款衛生費3,541万円の減は、大船渡地区環境衛生組合負担金341万2,000円の減が主なものであります。

6款農林業費5,982万円の減は、農業機械等導入支援事業費補助金300万円の減が主なものであります。

7款商工費2,535万2,000円の減は、ふるさと納税返礼品代923万1,000円の減が主なものであります。

8款土木費4,233万9,000円の減は、住宅建築事業費補助金1,200万円の減が主なものであります。

9款消防費555万1,000円の増は、避難所用資機材購入費の増が主なものであります。

10款教育費1,529万7,000円の減は、奨学資金貸付金310万5,000円の減が主なものであります。

11款災害復旧費1万2,000円の増は、土地購入費の計上によるものであります。

12款公債費は、財源組替えを行うもので増減はございません。

13款諸支出金1,472万9,000円の減は、まちづくり応援基金積立金2,292万5,000円の減が主なものであります。

次に、繰越明許費を第2表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、町勢要覧印刷事業、3款民生費、1項社会福祉費、省エネ家電購入促進事業、7款商工費、1項商工費、住田チケット「すみチケ2026」事業、8

款土木費、1項土木橋梁費、道路等改良事業、9款消防費、1項消防費、避難所環境改善事業、これらはいずれも実施機関に日数を要するため繰越し、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。庁舎等建物清掃委託及び町有施設警備委託を追加しようとするもので、庁舎等建物清掃委託の期間は令和8年度、限度額は834万3,000円、町有施設警備委託の期間は令和8年度、限度額1,584万円の追加であります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

9ページをお開き願います。

今回の補正は変更及び廃止であります。

変更は次の8事業であります。町道改良等事業を130万円減額し1億780万円に、橋りょう補修事業を100万円増額し2,200万円に、緊急自然災害防止対策事業を60万円減額し240万円に、防災行政無線親局機器・再送信局機器更新事業を480万円減額し7,970万円に、防災行政情報通信ネットワーク機器更新事業を30万円増額し570万円に、J-A L E R T受信機等更新事業を20万円減額し680万円に、民俗資料館改修事業を20万円減額し200万円に、過疎地域持続的発展事業を450万円減額し5,840万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

廃止は、町道大通線災害復旧事業であります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、金野千津さん。

○1番（金野千津君）　7ページの繰越明許費、7款商工費の「すみチケ2026」事業についてお伺いします。

すみチケは、住田町に住所がある方全員が購入できるということを伺っておりますけれども、施設に住所を移している方も、住田町内ですね、に関しては、自分で購入することが難しいと思うんですが、家族が代わって入居者の分を購入できるのでしょうか。その場合の手続等も含めて教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） すみチケの販売については、町内に居住するといえますか、住所を有する者を対象にしようとするものでございます。施設等において身動きが取れない方については、家族の申出により受け付けることが可能かと思えます。こちらのほうで町内に住かどうかというのはチェックできますので、それで対応したいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 今回のすみチケは、世帯数から世帯人数へと購入幅を広げたということとは非常に評価できるのではないかなと考えております。ただ、人数が多くなると購入額も大きくなるため、経済的な理由で世帯人数分購入できない世帯もあるのではないかなというふうに考えます。そのような世帯ほど、実は物価高騰のあおりを受けて支援が必要な世帯と考えるのですが、その点をどう捉えているのか、そのような世帯への支援策があるのかということをお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 今回の販売につきましては、臨時議会を通して予算可決したわけでございますが、販売時期については年度内というところを御指摘をいただいた部分もございしますが、額も張りますので、一番、年金等の支給も含めて、購入可能な時期ということで、4月中旬をめどに販売しようとしているところでございます。なかなか額も額ですので、低所得者といえますか、そういったところへの支援ということでございしますが、すみチケ事業のほかに子育て世帯支援事業ですとか、低所得者向けの支援なども他課の部分で行っておりますので、そういったところで活用いただければいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 事業はそれぞれの目的があると思うので、それとは別にやはりすみチケはすみチケで考えていくべきではないかなと思っております。

町内で販売し切れなかった分を町内で働く町外居住者にも販売するということですが、もちろん住田町内で働いている方は住田町への貢献度があるわけですが、町外の方は町外の方で、それぞれの居住地からの支援も受けているわけですね。それなのに、何か町民のためにその金額は使うべきではないかなと考えるのですけれども、その辺り町民にきちっと理解できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 今回の事業につきましては、国でも生活者、事業者への支援を通じた地方創生を図るためということで、令和５年１１月からこの重点支援地方交付金というのが創設されて、今回新たに拡充されたわけですが、住田町におきましては、これまでコロナ禍で疲弊した経済の部分ですみチケ事業を展開してまいりました。そういった中で、町外から町内で働く方の部分にも支援をとということでやってきたわけですが、今回すみチケは第８弾になりますが、交付金の額に応じた限度額を設けてこれまでやってきました。議員御指摘の町内で完結したほうがという部分も理解はできますが、これまでの流れもごございますので、そういったところで、生活者、事業者支援という点からも、また同じような部分で、取りあえずは町内の方にいっぱい購入していただく。それで残った部分については第２弾として町内で働く町外から来られている方へ対象を広げて完売をしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

２番、荻原 勝君。

○２番（荻原 勝君） ３点伺います。

まず２４ページ、２の１の６企画費の中の１８節負担金補助及び交付金の説明の一番上、地域おこし協力隊家賃補助金２１６万２，０００円の減について伺います。

６月の議会でも令和７年度補正として質問しましたが、そのときは２４２万６，０００円計上して、協力隊５人分を見込むということであったと思います。２１６万２，０００円の減ということは、２６万４，０００円を１人の協力隊の方に半年分支給したというような形なのかなというふうに思いますが、そういう理解でよろしいのかどうか。それから、どの分野の協力隊なのか。それを１点目に伺います。

２点目。３１ページ、７款商工費、１項商工費の中の３目観光費の中の１２節委託料２００万円の地域おこし協力隊採用支援等委託料２００万円の減について伺います。

これは９月議会の令和７年度補正で質問をしておりますが、その際は、より強固に募集を進めるということのために使うんですよということだったと思います。どういう経緯による減額なのか。委託したが採用できなかったので成功報酬が発生しなかったということなのか。それとも委託自体をしなかったのか、伺いたいと思います。

それから３点目、３５ページ、１０款教育費の中の３目文化財保護費の中の１節報酬、文化財調査委員報酬、これが３０万円から４０万円に１０万円上がっているということですが、

どの分野のことで、1人当たりの報酬を上げたのか、それとも人員を増やしたのか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 答弁求めます。

企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 私からは、地域おこし協力隊家賃補助金についてお答えいたします。

この金額につきましては、議員の御認識のとおりでございます。どなたの分かということになりますけれども、地域おこし協力隊で現に雇用ができましたのが教育コーディネーターの方お一人ということになりますので、その方になります。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私からは2点目の観光費の地域おこし協力隊支援等委託の事業についてお答えをいたします。

観光協会の地域おこし協力隊の募集につきましては、なかなか結果が出ませんで、そういった部分でより強固に支援体制を取ろうとして、この委託事業を計上したわけですが、今年度において、ホームページで常に募集を行っておりましたが、何件か反応がございまして、その中で1人の方を採用することになりまして、この4月から採用予定で今進んでおります。ですので支援事業を使わなくても募集が行われたということで、全額減額という形になります。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 文化財調査委員の報酬につきまして答弁をいたします。

文化財調査員につきましては、これまで2名でございましたけれども、1名追加いたしまして3名体制で文化財調査に携わっていただくことにいたしました。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 先ほど私10万って言ったんですけど1万円で単位を一つ間違ってしまったので、文化財のところ、失礼いたしました。

それでは1点目について。コーディネーターということでお答えがあったんですけども、地域おこし協力隊という範疇の中の方ということでもいいんですか。

○議長（佐々木春一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 26 分

○教育次長（多田裕一君） 具体的な職名を申し上げますと個人の特定につながりますので、教育分野で地域おこし協力隊として採用した方でございます。
以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） 2 点目とも共通するんですが、地域おこし協力隊、非常に各自治体で募集を進めているんですが、難しい状況にあるということのようです。2 点目のところでは上手に採用ができたということによかったんですが、こちらの家賃のほうで見ますと 5 名採用予定の中で 1 名分だということだったので、協力隊採用について、当町としてどんな課題があって、また今後どう進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 地域おこし協力隊の今後の募集の方向性についてお答えをいたします。

現在、課題提案型の地域おこし協力隊の募集について検討しているんですけれども、その中で課題として見えてきておりますのが、まず、うちのまちの地域課題を明確に協力隊になることを望んでいる方にお示しする必要があるのかなというふうに捉えております。そして、協力隊の任期を終えた後の住田町内での起業ですとか、定住ですとか、その辺りのイメージも描けるような募集の方法が必要ではないかというふうに考えております。さらには、受入れ体制もしっかりしていく必要があろうかと考えております。その辺りをきちんとして上で、受入れを推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） それでは 3 点目について、どのような理由からの増額なのかについて、最後伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 文化財調査員につきましては、町の指定文化財の関係ですとか、文化行政に調査をいただいているわけでございますけれども、今般、栗木鉄山の関係ですとか、それからみちのくGOLD浪漫の関係ですとか、大変文化財に関連する業務が増えておりますし、それからその内容等も深くなっております。このような関係で文化財調査員の方を1名増員したわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点お伺いいたします。

最初は、19ページの17款寄附金、この中の指定寄附金ですね。これが当初7,500万円を見ておりましたが4,510万にとどまったということですが、主たる減少の要因は何かについてお伺いいたします。

続きまして、29ページの6款1項3目18節の項目で多面的支払交付金、これが規定額で920万6,000円ですが、大きく241万6,000円が減額となりましたが、これはどういう要因なのかについてお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 指定寄附金の減額の理由についてお答えをいたします。

今回2,550万円の減額でございます。指定額の7,500万円の内訳といたしましては、ふるさと納税が5,000万円ほど、残りは風力発電の事業者様から頂戴する寄附金というような内訳でございます。今回の減額は、ふるさと納税分の減額でございます。当初5,000万円として掲げているふるさと納税の規模ですが、こちらはあえて高い目標を設定しているものでございます。引き続きその目標に向けて力を入れてまいりたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私からは、2点目の多面的機能支払交付金の減額についてお答えをいたします。

多面的機能支払交付金制度を活用した活動組織は、令和7年度は8活動組織が活動しております。当初9活動組織を見込んでおりまして、その一つの活動組織が継続を断念したというふうな部分から、この金額が減額となっております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 指定寄附金のほうですが、多くはですね、ふるさと納税のほうのあれが設定が高かったということでございますが、自主財源の取組としては、町長が常にふるさと納税の拡大ということを示してまいりました。ネット上で見ますと住田の産品もかなり宣伝されているというふうに捉えております。今後のふるさと納税の対象品の拡大とかいろいろあると思うんですが、今後についてはどのように考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長補佐。

○企画財政課長補佐（水野英気君） ふるさと納税の返礼品の拡大についてお答えをいたします。

まず拡大ということで、今、委託業者と一緒にですね、町内の産物の発掘、掘り起こしですね、一緒に取り組んでいるところです。最近では木製のベンチですとか菊芋の加工品ですとか、そういったものが追加されております。そういった既存のものの掘り起こしというものは十分可能というふうに捉えております。新たな開発というのももちろんあるかと思います。

そして、ポータルサイトの魅力化にも引き続き取り組んでいるところでございます。写真の見栄えをよくしたりですとか、そういった伸び代はまだあるかというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 次に、多面的のほうですが、せっかく今まで取り組んで1地区、結構な面積、240万ですと、面積なんですけど、こういうふうになった原因をどのように捉えているのかについてお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） どの集落もそうですが高齢化ですとか、なかなか人員不足ですとか、そういったもろもろの課題があるかと思います。今回更新しなかったというふうな部分は、なかなか今までやられてきて疲弊した部分もあるかと思います。

また、若い担い手の方でこの事業を使って活動をしているという方もおりますので、そういった方々がより取り組みやすいような環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） この事業が環境保全とか耕作放棄地の解消ではですね、大きな意味を

果たしておりました。この間も集落への補助金のことでありましたが、振興会でも取り組めるということですが、やっぱりできるだけ団体でやったほうが効率的な面がありますので、今後できないということではないので、そういうまた再度挑戦できるような応援体制とかをしていただければと思います。要望です。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

5 番、瀧本正徳君。

○5 番（瀧本正徳君） 7 ページの繰越明許費に関わってです。一つ目の総務費の町勢要覧の印刷事業をちらっと見るとですね、ちょっと考えると、普通は繰越明許の中身じゃないのかなというふうに思ったものですから、なぜここに出たのかについて伺います。

二つ目は、その下の商工費のほうの住田チケット、先ほどの1 番議員のほうからも確認ありましたが、今まで方針とは若干違うような形になったということは間違いないというふうに思ってます。要するに、他市町村から来て住田町で働いてですね、今まではきちんとチケットについては、ほとんど完全に配れるような状態だったんですが、今回については余った処理しますということになりましたんで、これ大きな部分の方針の変更、今からのやり方の変更なのかなというふうに思いますんで、その辺を確認したいと思います。

それから三つ目については、19 ページの20 款の5 目の雑入の中の2 節の、節は雑入なんですが、そこが一番下のJ ークレジットの販売代金の件なんですが、住田らしいと言えばそれまでなんですが、いずれは住田の自主財源のすごくきれいになって、今、一番いいとこだなというふうに思ってたんですが、何でこのような形に、結果として大幅に8 割以上の減額のような形の補正があったのかについて伺います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 私から町勢要覧印刷事業の繰越しの理由についてお答えをいたします。

町勢要覧につきましては、町制施行70 周年を機に作成するということで予算措置をいたしたものでございますが、70 周年イヤーであります令和7 年度までの状況、出来事を反映した内容とすることが適当というふうに判断をさせていただきまして、令和8 年度に作成させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私からは、2点目のすみチケ事業の変更点でございます。

まず、今までやってきた部分を検証しつつ、世帯から1人当たりの部分での販売に切り替えたという部分になりますし、あわせて今まで町外から来られてる方へ対象にしておりましたので、まずは第1弾として町内の方にまず売り切れる方向で、まず多くの人を買っていただく。第2弾として、今までと継続してですね、町外の方にも買っていただくというふうな手法で、第2段階で実施しようとするものでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうから、19ページ、Jークレジットの販売代金の減額の理由ということでお答えを申し上げます。

Jークレジットにつきましては、1トン当たり1万6,500円税込みで販売をさせていただいておるところでございます。そういった中で当初は385トンの販売を見込んでおったと。実績といたしましては、今現在41トンという形になってございます。この辺りの要因でございますが、そもそもJークレジット、新規創出に取り組んでおりまして、クレジットを国から付与された部分がですね、当初年度の早い時期を見込んでおったんですが、この辺りが9月下旬の部分に遅れてしまったという状況もございます。したがって、販売期間自体が短くなったという部分がございます。

あるいは若干他の自治体でもこういったクレジットの販売に取り組んでおるという部分、競争相手も生じてございます。その辺りが若干販売が伸びなかった要因なのかなというふうに分析してございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 町勢要覧については分かりました。立派なのを作っていたきたいなというふうに思ってます。

二つ目の住田チケットについては、注意してやってほしいなというふうに思います。いずれ方針を変えるについて、私はそれで一向に構わないんですが、ただややもすると別の形で取られます。町損になろうと思いますんでね。そういう部分も含めて、余ったらというような発想よりも、きちっと対応してやってたほうがよかったのかなというふうな形で思ってますので、その辺の検討はあるのかな。要するに、実際に販売になったときに、幾らでもないものを、何百人にどうぞというふうな形になるのかなということ、それが心配してるんで

すよ。その辺の危惧については持ってるんでしょうね。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） こればかりはやってみないと何とも言えない部分ではございますが、金券の部分もございますので、公平性を保ちつつ検討してまいりたいと思います。考えております。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） いずれに不公平感が残ってしまうとチケットの代金云々よりもマイナスに働きますので、その部分はきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

三つ目です。状況については分かりました。ただ、これは住田とすればすごくいい部分のJ-クレジットなので、ぜひともこの部分については伸ばしたいと。ただあちこちの市町村もみんなやってると思うんです。となれば当然競争になるんですが、単価も含めてやりようの工夫というのはあるのかなというふうに考えてますが、その辺については、増やすためには何をしたらいいかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 販売の働きかけという部分でございます。ホームページ等々のPRという部分もございますし、あるいは金融機関の協力をいただく中でですね、そういった販売の展開というのも図っているところでございます。いずれまちといたしましては、当然たくさん売れば、それは歳入確保という観点から喜ばしいことではございますけども、環境施策の部分ですね、地元の中小零細企業等の部分で、こういった取組、クレジット等々を活用しながらですね、環境貢献という部分の取組をしている企業さん等々もございまして、そういったところとの連携を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは2点お伺いいたします。

30ページの6款農林業費、2項林業費、2目の林業振興費の中の12節の委託料の森林経営サポート資料作成業務委託料に関わってお伺いをいたします。

森林経営サポート資料というのはどのようなサポートを目的として作ろうとしたものかお伺いをいたします。

2点目です。34ページの10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費のうちの12節

の委託料、スマートフォンの教室実施業務委託料に関わってお伺いをいたします。スマホ教室の開催の実施状況をまずお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは30ページ、森林経営サポート資料作成業務委託料の内容についてお答えをいたします。

こちらのサポート資料につきましては、令和2年度から実施をいたしました航空レーザー測量の結果の部分を森林所有者さんごとにカルテ化してですね、それらの部分を所有者の方々にフィードバックしてまいりたいという内容のものでございます。一方的に送るということではなくて、そういった資料等々を今後、座談会等々の部分に持ち寄りながらですね、相対しながら、そういった森林経営の在り方という部分を所有者の方々と御相談してまいりたいというふうに考えてございまして、その資料として活用してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） スマートフォン教室の開催状況についてお答えいたします。

開催回数は25回、1回当たりの参加者数は5から8名でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは森林経営サポート資料のほうからまいりますが、今の答弁ですと航空レーザー測量をしたもののカルテ化をしながら、それを所有者にフィードバックをしていくということで、令和2年度から行っているということです。これ非常に重要なことだと私は思います。せっかく森林環境譲与税を有効に使いながら、何千万という金額をかけて航空レーザー測量をやってきました。5地区で町内分けてやったわけですが、いずれ私有林の、特に私有林については皆伐された後、植林がなされないという状況が続いておりますし、森林林業日本一を目指す当町にとりましては、いかに伐採後の植林といいますか、経営がうまくなされていくかということが大事なんだろうというふうに思います。この辺のところを所有者のほうにどのような形でうまく伝えていくのか、その辺、今後どのような形を持っていくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） まちといたしましても森林整備というのは重要課題なんだろうなというふうに捉えているところでございます。そういった中で、森林整備のコーディネーターといたしまして、森林組合辺りの部分が中心になるのかなというふうには捉えておりますけども、そういったところと連携をしながらですね、地域のほうに出向きながら、今後の森林経営の在り方という部分、直接御相談に応じるような形での体制づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） コーディネーター役が非常に大事なんだろうと思います。職員の皆さんは二、三年ごとにそれぞれ課が変わりますのでね。そうしますと基軸となるところ、今答弁では森林組合さんということではありましたが、森林組合さんも実は大船渡市の大規模林野火災におきまして、大変今、もう業務がいっぱいになっていると、目いっぱい以上に目いっぱいになっている状況があります。そうしますと、コーディネーターというのもなかなか森林組合のほうで請け負っていただけないというふうな状況もあるかと思いますが、その辺はほかの方々も協力いただきながらやっていただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） まちといたしましても森林組合と情報交換をさせていただきながら、大規模火災の今後の影響という部分等々につきましては、分析等々を行っているところでございます。森林組合との話の中では、当然、まだ事業の部分が本格化してございせんが、恐らく八、九辺りの部分からかなり大船渡市のほうに労働力が割かれるのではないかなというお話をいただいております。

ただ一方で、現状の森林組合の労働力の部分だけではなくてですね、外部からの支援も得ながらという部分もあるようでございます。そういった中で一定程度住田の山づくりにも貢献してまいりたいというお話もいただいているところでございますので、一義的には森林組合ともまず連携をしながら。あとは大規模火災を受けまして、外部から様々山づくりを支援したいという団体等々の部分が参入されてる状況等々もございます。そういった団体とも連携が取れるようであればというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 報道によりますと、いろいろな民間の業者さんも支援をしたいという形で入ってきてるように見受けられておりますので、そういう方々とも情報交換をしながら、コーディネートをうまくやっていただければというふうに思います。

2点目のほうのスマホの教室に関わってですが、年25回、1回について大体5名から8名ということでございます。私はスマホ教室っていうのは非常に大事だなというふうに思っております。スマホっていうのは、一般的には連絡手段といいますかね、通話の手段とか、あるいはニュースを見るとき、写真を撮るとき、そういうふうなことではありますが、これからのデジタル社会、AIの社会にとって非常にスマホというのは生活の窓口になっていると私は思っております。それは、例えば行政手続ですね、それから防災の情報を発信する、あるいはデマンドバスを予約をするとか、オンラインで申請をするであるとか、これから多分行政の窓口はキャッシュレスも進んでいくんだろうというふうに思います。そうしますと、スマホ教室と簡単には言いますが、非常に重要なインフラの、それこそ基盤のところだというふうに考えますので、ぜひこの辺のところは、そういう認識の下で、2段階3段階とこれから進んでいくんだと思いますが、そういう形で進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） スマホの活用というか重要性というのは議員御質問のとおりでございます。教育委員会といたしましては、現在、各地区公民館で行っているスマホ教室を令和8年度につきましても開催する考えでございまして、所要の予算を要求させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第8号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ180万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ7億4,859万1,000円とするものであります。それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

3款県支出金128万5,000円の減は、特定健康診査等負担金の減によるものであります。

4款財産収入1万3,000円の増は、基金運用収入の増によるものであります。

5款繰入金38万1,000円の減は、事務費繰入金の減によるものであります。

7款諸収入15万5,000円の減は、特定健康診査自己負担金の減によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

1款総務費38万1,000円の減は、備品購入費の減によるものであります。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 4 9 万 2, 0 0 0 円の減は、一般被保険者医療給付費分納付金の減によるものであります。

5 款保健事業費 1 4 4 万円の減は、検診健康診査委託料の減によるものであります。

6 款基金積立金 1 万 3, 0 0 0 円の増は、基金運用収入積立金の増によるものであります。

8 款諸支出金 2 4 9 万 2, 0 0 0 円の増は、過年度保険者努力支援交付金等返還金の計上によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号 令和 7 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

議案第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 8 号 令和 7 年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 9 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 4、議案第 9 号 令和 7 年度住田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,118万3,000円としようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

1款保険料200万円の減は、介護保険料の減によるものです。

3款国庫支出金554万6,000円の増は、国庫補助金586万4,000円の増が主なものです。

6款財産収入3万7,000円の増は、財産運用収入の増によるもの、7款繰入金4万6,000円の減は、一般会計繰入金の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください

1款総務費17万5,000円の増は、主治医意見書作成料の増によるもの。2款保険給付費は、財源組替えによるものです。

4款基金積立金336万2,000円の増は、介護給付費準備基金積立金332万5,000円の増が主なものです。

5款地域支援事業は、財源組替えによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第10号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第10号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の継続費の補正は変更であります。本年度から2か年にわたり実施している世田米浄化センター監視制御設備更新事業の契約を締結したことから、継続費の総額を9,660万円に、年割額の令和8年度を7,500万円にそれぞれ変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１０号 令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第１０号 令和７年度住田町下水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前１１時０３分

再開 午前１１時１３分

○議長（佐々木春一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の進行に当たって御協力をお願いいたします。質疑に当たっては、質問の内容を要点よくまとめて質問していただき、意見を述べる機会は後の機会を設けながら進めていただきたいと思います。議事進行に御協力をお願いいたします。

◎日程第６ 議案第１１号

○議長（佐々木春一君） 日程第６、議案第１１号 住田町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第11号 住田町公告式条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、デジタル化を見据えた事務手続の見直しに伴い、規則の公布及び規定の公表の方法を改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第1条及び第2条は、文言の整理であります。

第3条第1項は、規則を公布する場合の町長の署名を廃止し、町長名の記入によるものとするものであります。同条第2項は、規則の公布時の掲示方法について、条例の方法を準用することを定めるものであります。

第4条は、第2項を削り、規定の公表の方法について町長印の押印を廃止し、規則の公布の方法と同じ方法によることを定めるものであります。

第5条は、第2項を削り、町の機関の定める規則及び規定で公表するものについて、町長の定める規則の公布及び規定の公表の方法を準用すること、並びに準用する場合の読替え規定を定めるものであります。

次に、1 ページから2 ページにかけての第6条は、見出し文の追加及び文言の整理であります。

第7条は、この条例の施行に関する必要事項を町長に委任するものであります。

制定附則第1項及び第2項は、職務代理者に関する規定を削ること及び文言の整理であります。

次に、改正附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号 住田町公告式条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 11 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 11 号 住田町公告式条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 12 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 7、議案第 12 号 住田町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第 12 号 住田町課設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正条例は、町民の行政ニーズに即応でき、重要な課題解決に対応できる組織づくりが必要であることから、町民目線に立った所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

対照表を御覧願います。

第 1 条は、農政商工課と農政課を統合し農林商工課に変更するとともに、第 7 号を第 6 号に繰り上げるものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6 番、村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 今回の課の組織編成というのは、農政商工課、林政課が農林商工課になるということで、産業振興を一体的強力に進めるという意味で、あるいは、鳥獣害対策でも、今まで農政と林政とそれぞれ異なっていたということもあって、いい方向性かというふうに思います。そこで、課はこのとおりでよろしいかなと思いますが、課に附属する係というところで、何か変化はあるのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 農林商工課になった後については、係名はそのまま継続しますので、内容はそのまま継続するといった形でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 質問の趣旨がちょっと伝え切れなくて申し訳ありません。農林商工課以外に所掌の係というところで何か変化があるのか。あるとすればその目的は何なのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 今回の課の統合以外にほかの新設とかはないのかという部分の御質問かと思います。

町長の所信表明でも申し上げたとおりですね、来年度につきましては、広聴広報等の情報発信の強化を図るということも述べておりますので、そういったために企画財政課の中に企画調査系の業務を整理いたしまして、新たに情報戦略係を設置するといった形にしております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 情報戦略係というのは非常に重要な部門になるかと思います。今までなかなか発信ができてないという部分もあったかと思いますし、いろんな発信ツールとして、ホームページであるとか SNS とかあるわけですが、総体的に町長が進めたい施策の方向がどういうふうに行くかというのは、誰に対してどのような行動を示唆していくかという意味で情報戦略というのは非常に大事だというふうに私考えておりますので、今後、情報戦略係が大いに活躍をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） できるだけ質問を要点よくまとめて発言してもらうようにお願いします。

5 番、瀧本正徳君。

○5 番（瀧本正徳君） 今回の統合に関わる部分で、町民の目線からという理由もありますけれども、林政課、農政課の部分が一つになると獣害対策に関わっても、この部分は農政係ですよというような形の振り分けをするのかどうかだけ。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） そういったところの係の垣根を越えてですね、そこは所属長がそういった部分で柔軟に行えるような対応をしていけるような形にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5 番（瀧本正徳君） 役場の内容が分かってる方々については、一般の人は分かるんです。ただ、どこの係に行けばいいのかなというふうな部分で迷っている人たちが結構いますので、やはり町民目線という以上は、その部分は統一したような形のものでなければならないのかなというふうに見ているものですから、その部分についての考えを伺います。

さっきの話の続きなんですが、鳥獣被害に対しては、今までは農政の分だよと、林政の分だよって分かれてたんですよ。ところが、一般の町民は、例えば花火を埋めるときどっちさ行けばいいのっていうような形ぐらい迷うんですよ。であれば、黙って、獣害に関わっては 1 本というふうな形の農政の分、何の分って分ける必要がないんじゃないかというふうに私が思ったものですから、その部分についての考えを伺うということです。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 今現在検討してる段階でございますので、そういったことも含めながら、係名にこだわらずですね、そういった対応が可能かどうか検討してまいりたいというふうに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号 住田町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 12 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 12 号 住田町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 13 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 8、議案第 13 号 住田町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第 13 号 住田町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、法律上において必要とされていない署名や捺印などを求める行為、いわゆるアナログ規制の撤廃を目的とした手続の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第 1 条は、文言の整理でございます。

第 2 条は、宣誓書への署名、捺印に限定した方法を廃止し、宣誓書を任命権者に提出することのみを要件として定めるものであります。

第 3 条は、文言の整理であります。別紙様式は、署名、捺印に限定した方法の廃止に伴う文言の整理であります。

次に、附則であります。

この条例は、令和８年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１３号　住田町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１３号　住田町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第１４号

○議長（佐々木春一君）　日程第９、議案第１４号　住田町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　議案第１４号　住田町行政手続条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、行政手続における聴聞及び弁明の機会の付与に係る公示送達の方法のデジタル化について、行政手続法の規定に倣い所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページから 2 ページを御覧願います。

第 2 条から第 15 条第 1 項までは文言の整理であります。

第 15 条第 3 項は、聴聞の通知の方式について、その具体を改正後の第 4 項に規定することとし、公示の方法によることを定めるものであります。

次に、2 ページから 3 ページにかけての第 15 条第 4 項を御覧願います。

同項前段は、公示の方法による通知について、公示事項及びデジタル化を前提とした閲覧をすることができる状態に置く措置を、同項後段は、当該通知の効力の発生時期を定めるものであります。

第 16 条及び第 22 条は、第 15 条第 4 項の追加に伴う引用条項の追加及び文言の整理であります。

第 25 条及び第 28 条は文言の整理であります。

4 ページを御覧願います。

第 29 条は、第 15 条第 4 項の追加に伴う引用条項の追加及び文言の整理であります。

次に、附則であります。

第 1 項は、施行期日について定めるもので、行政手続制度の聴聞、弁明の機会の付与手続における公示送達のデジタル化に定めるデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日に合わせ、この条例は令和 8 年 5 月 21 日から施行するものであります。

第 2 項は、経過措置について定めるもので、この条例による改正後の内容をこの条例の施行の日以後にする通知に適用することを定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 住田町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 住田町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第15号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第15号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、農林業振興資金貸付審査委員会を廃止しようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1ページを御覧願います。

別表の農林業振興資金貸付審査委員会に関する規定を全て削るものであります。

次に、附則であります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１５号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第１５号 住田町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１～日程第１３ 議案第１６号～議案第１８号

○議長（佐々木春一君） 日程第１１、議案第１６号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第１２、議案第１７号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第１３、議案第１８号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第１６号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第１７号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第１８号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明いたします。

各条例に定める旅費及び費用弁償につきましては、公務の執行に必要な旅行の費用を弁償するものですが、近年の物価高騰の影響により、現行の額では旅行が困難となる事案が発生

していることから、県内自治体の例を参考にその額を見直ししようとするものであります。

それでは、各議案書により御説明いたします。

初めに、議案第16号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正前後の対照表1ページを御覧願います。

第14条は、文言の適正化であります。

第17条の3は、一般職の職員が常勤の特別職の職員または町議会議員とともに旅行し、その事務執行上、随行同宿しなければならない場合に、当該上級者が受ける宿泊料に相当する額を宿泊料として支給することを定めるものであります。

第18条は、文言の適正化であります。

2ページを御覧願います。

別表第1、現地経費につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合し、その額を2,000円とするものであります。同表宿泊料につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合し、その額を1万3,000円に、県内の額を1万円から1万1,000円に引き上げようとするものであります。同表食卓料につきましては、その額を1,300円から2,600円に引き上げようとするものであります。同表備考につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合することに伴う文言の整理及び県内または宮城県気仙沼市に旅行する場合で、宿泊を伴う旅行の現地経費を定額の2分の1に措置することを廃止しようとするものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日について定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置について定めるもので、この条例による改正後の旅費をこの条例の施行の日以後の期間に対応する旅行について適用することを定めるものであります。

次に、議案第17号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正前後の対照表1ページを御覧願います。

第6条第3項は、庁内における旅行の取扱いに関する規定を削り、この条例に定める旅費及び費用弁償に関する定めのほか、旅費の支給については、一般職の職員の例によることを定めるものであります。

別表第2、区分につきましては、表記の整理により削るものであります。

別表第2、現地経費につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合し、その額を2,000円に、県内の価格を1,100円から1,000円に改定するものであります。

同表宿泊料につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合し、その額を1万4,500円に、県内の額を1万円から1万2,000円に引き上げようとするものであります。同表食卓料につきましては、その額を1,300円から2,600円に引き上げようとするものであります。

1ページから2ページにかけての同表備考につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合することに伴う文言の整理及び一般職の職員の例により、上記の者が県内または宮城県気仙沼市に旅行する場合で宿泊しないときは現地経費を支給しないこととしていることを明記しようとするものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日について定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置について定めるもので、この条例による改正後の旅費をこの条例の施行の日以後の期間に対応する旅行について適用することを定めるものであります。

次に、議案第18号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正前後の対照表1ページを御覧願います。

第4条第3項は、文言の整理であります。

別表現地経費、宿泊料及び食卓料につきましては、議案第17号による改正後の特別職の職員に適用する旅費の額と同額の費用弁償を定めるものでございます。別表備考につきましては、指定都市等の区分を県外の区分と統合することに伴う文言の整理であります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日について定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

1ページから2ページにかけての第2項は、経過措置について定めるもので、この条例による改正後の費用弁償をこの条例の施行の日以後の期間に対応する旅行について適用することを定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１６号　一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１６号　一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第１７号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１７号　特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第１８号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１８号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 19 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 14、議案第 19 号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第 19 号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、固定資産評価の審査手続の明確化及び押印等の規定の見直し等、所要の整備をしようとするものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 1 節は、節の表記を削除しようとするものです。

第 1 条の改正は、文言の整理をしようとするものです。

第 2 節は、表記を削除しようとするものです。

第 2 条及び第 3 条の改正は、文言の整理をしようとするものです。

第 3 節は、表記を削除しようとするものです。

第 4 条の改正は、第 3 項の文言の整理、2 ページをお開きください。改正前の第 4 項を削除、第 5 項を第 4 項に繰り上げし、新たに第 5 項に申出人の変更は書面で届ける旨の規定を追加しようとするものです。

第 5 条の改正は、第 1 項から第 3 項は文言の整理、新たに第 4 項に書面の補正をしない場合は申出書を却下する旨の規定を追加し、改正前の第 4 項を第 5 項に繰り下げしようとするものです。

第 4 節は表記を削除しようとするものです。

第 6 条の改正は、文言を整理しようとするもので、3 ページをお開きください。第 7 条第 3 項の改正は、署名押印の規定を削除し、調書の記載事項を追加しようとするものです。

第 8 条の改正は、第 2 項から第 7 項の文言を整理、第 8 項の署名押印の規定を削除し、調

書の記載事項を追加しようとするものです。

4 ページをお開きください。

第9条の改正は、第1項の文言を整理、第2項の署名押印の規定を削除し、調書の記載事項を追加しようとするものです。

第10条の改正は第1項の文言を整理し、第2項の署名押印の規定を削除し、調書の記載事項を追加しようとするものです。

第11条の改正は、第1項の記名押印の規定を削除し文言を整理、第2項は、文言を整理しようとするものです。

第12条の改正は、文言の整理をしようとするものです。

第4節は、表記を削除しようとするものです。

4 ページから5 ページ、第13条及び第14条の改正は、文言を整理しようとするものです。

附則は、条例の施行日を公布の日からしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 20 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 15、議案第 20 号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第 20 号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は地方税法の改正により、子ども・子育て支援金に係る課税等の規定を追加し、所要の整備をしようとするものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条の改正は、第 1 項に子ども・子育て支援納付金に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額を規定し、2 ページをお開きください。第 5 項は、子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割、均等割、平等割、18 歳以上均等割により算定しようとするものです。

第 3 条の改正は、文言の整理をしようとするものです。

第 5 条の 2 の改正は、世帯平等割の規定に子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を追加しようとするものです。

3 ページをお開きください。

第 9 条の 4 から第 9 条の 7 の改正は、それぞれ新たに子ども・子育て支援納付金課税額の所得割を所得の 3 %、均等割を 1 人 1,000 円、18 歳以上均等割を 1 人 30 円、平等割を 1 世帯 700 円と規定しようとする改正です。

3 ページから 4 ページ、第 23 条の改正は、第 3 項は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援金の減額、第 4 項は 18 歳未満被保険者に係る均等割の減額の規定をそれぞれ追加しようとするものです。

制定附則第 4 項から、9 ページ、第 14 項の改正は、それぞれの項に規定されている課税の特例に子ども・子育て支援金の所得割の所得の算定の規定を追加しようとするものです。

改正附則第1項は、この条例の施行日を令和8年4月1日としようとするものです。

同じく第2項は、この条例の適用を令和8年度以降に適用しようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上　薫君。

○6番（村上　薫君）　条例改正というのは非常に重要なことというふうに捉えております。

子ども・子育て支援ということで、この事業そのものはよろしいかなというふうには思いますが、国で決めたことですので、ただ、この内容について、町民の方々のほうにやはり周知を徹底していかなければいけないんだろうと思います。取りあえず要約をして、どういう内容なのか、課長のほうから、この支援の中身を教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　この制度の内容ということになるかと思います。

制度の内容につきましては、子ども・子育て支援金制度は、少子化対策の財源に充てるために創設されたもので、国が示している事業としましては、大きくは六つあります。その中でも令和6年10月からスタートしている児童手当の拡充、本年度からスタートしている妊産婦のための支援給付などが上げられると思います。その財源として、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から徴収がスタートするものです。

子ども・子育て支援金は、健康保険等の被保険者から保険税に上乗せする形で負担するということになっております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○6番（村上　薫君）　結果的に、例えば国保の方々であれば月1人当たり幾らぐらいに加算になるよというふうな具体的な例があれば一番分かりやすくなっていくのじゃないかなというふうに思います。大体おおよそで結構ですが、国保の標準世帯で、このぐらい1人当たり月上がるんだよということを教えていただきたいということと、それから令和8年度から、この4月から徴収ということですが、10年度以降もこれが引き続き続いていくというふうなことの要素も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　子ども・子育て支援金に係る負担でございますが、国民健康

保険の被保険者でありますけれども、令和８年度の見込みとしては１人当たり１か月２５０円。それが段階的に増えていくものでございますけれども、９年度については３００円、１０年度については４００円。４００円が最大ということになっております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○６番（村上 薫君） いずれ負担増という形で、これから続いていくということでございますので、いずれ町民周知ですね。この辺のところを今後どういうふうにしていくかというお考えがあればいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 住民の皆様への周知でございますけれども、広報すみた、テレビ等を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２０号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第２０号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第２９号

○議長（佐々木春一君） 日程第１６、議案第２９号 住田町立学校施設使用条例の一部を改

正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第29号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の条例改正は、住田町立学校施設の使用に関して申請手続を明確化し、使用の制限、使用の許可について追加、使用申請書、使用料減免申請書、使用料減免決定通知書への押印を廃止、文言を整理し、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

対照表を御覧ください。

1 ページ、第3条は、使用の制限について追加するものです。同じく第4条は、使用の許可について追加するものです。同じく第7条から第8条は、文言の整理をしようとするものです。

2 ページをお開きください。

同じく第9条は、文言の整理をしようとするものです。

3 ページをお開きください。

様式1の改正は、文言を整理し、申請者の押印を廃止しようとするものです。

4 ページをお開きください。

様式2の改正は、文言を整理しようとするものです。

5 ページをお開きください。

様式3の改正は、文言を整理し、申請者の押印を廃止しようとするものです。

6 ページをお開きください。

様式4の改正は、文言を整理し、住田町教育委員会の押印を廃止しようとするものです。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

休憩時間に入りますが、引き続き日程17以降の令和8年度住田町一般会計予算等の提案と予算審査特別委員会の設置までを引き続き継続して進めてよろしいか、お諮りします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしの声がありますので、休憩時間をなしとして、引き続き議案を進行いたします。

◎日程第17～日程第22 議案第1号～議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第17、議案第1号 令和8年度住田町一般会計予算、日程第18、議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算、日程第20、議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第5号 令和8年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第22、議案第6号 令和8年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長補佐、水野英気君。

○企画財政課長補佐（水野英気君） 議案第1号から議案第6号まで、各会計の令和8年度予

算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和8年度住田町一般会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の3ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ54億6,100万円であり、前年度当初予算比1億200万円、1.9%の増であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要については、第1表歳入歳出予算で御説明いたします。

繰越明許費につきましては、10ページの第2表、債務負担行為につきましては、11ページの第3表、地方債につきましては、12ページの第4表のとおりであります。

一時借入金の借入れの最高額については、6億円と定めようとするものであります。

次に、第1表歳入歳出予算により款ごとの概要を御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、13ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

1款町税は6億6,406万2,000円であり、前年度比1,642万2,000円の減は、法人町民税の減が主なものであります。

2款地方譲与税は9,000万円、3款利子割交付金は13万円、4款配当割交付金は100万円、5款株式等譲渡所得割交付金は120万円、6款法人事業税交付金は650万円、7款地方消費税交付金は1億2,600万円、8款環境性能割交付金は240万円、9款地方特例交付金は150万円、10款地方交付税は24億2,000万円、11款交通安全対策特別交付金は49万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12款分担金及び負担金は430万3,000円であり、前年度比95万6,000円の減は、地域情報通信基盤施設撤去負担金の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料は8,640万1,000円であり、前年度比54万1,000円の減は、地域情報通信基盤施設使用料の減が主なものであります。

14款国庫支出金は4億2,024万8,000円であり、前年度比1,248万8,000円の増は、道路メンテナンス事業補助金の増が主なものであります。

15款県支出金は2億9,057万4,000円であり、前年度比134万8,000円の減は、参議院議員選挙執行委託金の減が主なものであります。

16款財産収入は7,227万7,000円であり、前年度比1,932万4,000円の増は、基金運用収入の増が主なものであります。

17款寄附金は7,500万1,000円であり、前年度と同額であります。

18款繰入金は6億2,362万1,000円であり、前年度比5,789万4,000円の減は、財政調整基金繰入金の減が主なものであります。

19款繰越金は5,464万4,000円であり、前年度比17万5,000円の増であります。

20款諸収入は6,784万9,000円であり、前年度比1,928万6,000円の減は、デジタル基盤改革支援補助金の減が主なものであります。

21款町債は4億5,280万円であり、前年度比1億6,290万円の増は、民俗資料館改修の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

7ページをお開き願います。なお、前年度当初予算との比較については、14ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳出を御覧願います。

1款議会費は7,492万3,000円であり、前年度比174万2,000円の増は、回線使用料の増が主なものであります。

2款総務費は9億2,312万3,000円であり、前年度比469万5,000円の減は、情報システム標準共通化業務委託料の減が主なものであります。

3款民生費は12億2,200万9,000円であり、前年度比3,819万4,000円の増は、訓練等給付費の増が主なものであります。

4款衛生費は3億7,577万8,000円であり、前年度比190万8,000円の増は、予防接種委託料の増が主なものであります。

5款労働費は62万9,000円であり、前年度と同額であります。

6款農林業費は4億872万8,000円であり、前年度比1,619万5,000円の減は、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金の減が主なものであります。

7款商工費は1億104万円であり、前年度比914万7,000円の減は、滝観洞観光センター整備事業費の減が主なものであります。

8款土木費は6億6,153万6,000円であり、前年度比9,125万4,000円の増は、道路維持工事費の増が主なものであります。

9款消防費は3億2,923万4,000円であり、前年度比3,199万3,000円の減は、防災行政無線親局機器・再送信局機器更新工事費の減が主なものであります。

10款教育費は6億8,221万円であり、前年度比8,550万6,000円の増は、

民俗資料館改修工事費の計上が主なものであります。

1 1 款災害復旧費は1万円であり、前年度と同額であります。

1 2 款公債費は6億3,092万3,000円であり、前年度比5,404万4,000円の減であります。

1 3 款諸支出金は4,550万円であり、前年度比2万5,000円の増は、まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

1 4 款予備費は535万7,000円であり、前年度比63万5,000円の減であります。

なお、令和8年度の主な事業につきましては、既に配布しております別冊の令和8年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の105ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億3,533万7,000円であり、前年度当初予算比3,587万9,000円の減は、保険給付費の減が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の125ページを御覧ください。

保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億2,822万6,000円であり、前年度比1,468万3,000円の増は、介護給付費の増が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ251万円であり、前年度比39万6,000円の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、保険事業勘定において5,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明

いたします。

予算書の１５５ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ１億３１９万７，０００円であり、前年度比１，００４万２，０００円の増は、後期高齢者広域連合納付金の増が主なものであります。

歳入歳出予算の款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第５号 令和８年度住田町簡易水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の１ページを御覧ください。

業務の予定量は、給水件数１，５７０件、総給水量３４万１，０００立方メートルであります。

収益的収支は、収入１億４，９２３万６，０００円、支出１億３，８３０万９，０００円であります。

資本的収支は、収入８，９４０万４，０００円、支出１億２，０２４万５，０００円であります。支出に対する不足額３，０８４万１，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６１４万１，０００円及び過年度分損益勘定留保資金２，４７０万円により補填するものであります。

そのほか、企業債、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金及び棚卸資産購入限度額につきまして、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案第６号 令和８年度住田町下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の１ページを御覧ください。

業務の予定量は、接続戸数６６６戸、総排水量１５万７，２６２立方メートルであります。

収益的収支は、収入１億５３１万３，０００円、支出１億５１３万２，０００円であります。

資本的収支は、収入１億８，０７６万２，０００円、支出１億８，８３０万３，０００円であります。支出に対する不足額７５４万１，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填するものであります。

そのほか、企業債、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議

決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第1号から第6号まで、令和8年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正・副委員長互選のため、本日、本会議散会后、引き続き当議場において招集することにいたします。

改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時14分

